

文教民生常任委員会記録

令和2年 第4回定例会	
1 日 時	令和2年7月22日(木) 午前10時00分 開会 午後 0時09分 閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	舘 野 裕 昭 委員長 阿 部 秀 実 副委員長 増 渕 靖 弘 委員 谷 中 恵 子 委員 梶 原 隆 委員 藤 田 義 昭 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	山 崎 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	秋本 敏	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	保険年金課長補佐兼医療保健係長	小泉 宏	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	10名
	厚生課長	齋藤 信一	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	星野 栄一	
	健康課長	渡辺 富夫	
	厚生課地域福祉係長	大出 知恵	
	厚生課保護係長	松島 誠	
	介護保険課長補佐兼介護保険係長	小堀 満美子	
	健康課長補佐兼健康増進係長	金子 礼子	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	7名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター所長補佐 兼総合サポート係長	古橋 芳一	
	子育て支援課こども支援係長	鳩山 絵美子	
	保育課子育て認定係長	高根澤 秀明	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	10名
	教育総務課長	金田 毅	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大貫 照実	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	学校教育課長補佐兼指導係長	猪瀬 武	
合 計			35名

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第41号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号))
- 2 議案第42号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 3 議案第43号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 4 議案第46号 専決処分事項の承認について(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)
- 5 議案第47号 専決処分事項の承認について(鹿沼市介護保険条例の一部改正)
- 6 議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))
- 7 議案第50号 専決処分事項の承認について(鹿沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 8 議案第51号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号))
- 9 議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)について
- 10 議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について

令和2年第4回定例会 文教民生常任委員会概要

○館野委員長 ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

それでは、早速審査を行います。

まず、これから市民部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。

それでは、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書の7ページをお開きください。

7ページ、下から2段目、14款「使用料及び手数料」1項3目「衛生使用料」の説明欄2行目、見笹霊園永代使用料につきましては、新規使用許可区画数の確定により651万4,000円を減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

2段目、15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」の説明欄2行目、「住民基本台帳費国庫補助金」1,112万9,000円の減につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の確定によるものであります。

次に、13ページをお開きください。

2段目、21款「諸収入」4項3目「雑入」の説明欄4行目、「後期高齢者医療広域連合助成金」271万8,000円の減につきましては、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業及び高齢者生きがい活動支援通所事業への広域連合からの助成金の確定によるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15ページをお開きください。

1段目、2款「総務費」1項11目「地域振興費」の説明欄、一つ目の○、「地域の夢実現事業費」3,381万5,000円の減につきましては、地域の夢実現事業補助金を、事業実績により減額するものであります。

その下、「コミュニティセンター整備事業費」189万円の減につきましては、北犬飼コミュニティセンター整備に伴う外構設計委託及び新築工事実施設計委託の事業実績により、減額するものであります。

2段目、3項1目「戸籍住民基本台帳費」の説明欄、「住民基本台帳費」1,186万1,000円の減につきましては、個人番号カード関連事務の委任等に係る、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の減額によるものであります。

次に、17 ページをお開きください。

2 段目、3 款「民生費」1 項 1 目「社会福祉総務費」の説明欄二つ目の○、「後期高齢者医療広域連合負担金」2,970 万 3,000 円の減につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の平成 30 年度決算の確定により、減額をするものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）」のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。では、増渕委員。

○増渕委員 増渕でございます。おはようございます。

16 ページの地域の夢実現事業費が、3,300 万円、結構大きい減額になっているのだけれども、これは地域に落とすべきものがどういう理由で、こんなになっているのかなど。

ここを見ると地域の夢実現事業費として使われてないというか、予算立てしているけれども、これだけ余ったということは、地域にどういうふうな形で、夢実現ということで、市長の肝いりのことなので、どういう状態になっているのかをお教え願います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまの質問にお答えします。

地域の夢実現事業は、それぞれ各地区、17 地区で、検討をされて、その中で予算も積み上げた中で、申請を受けています。

ですので、その地域のほうで検討された内容が、我々のほうで、予算で予定した額よりも、低かったというのが実績でございます。

以上で質問に対するお答えとさせていただきます。

○館野委員長 増渕委員。

○増渕委員 17 地区で大体予算立てしているというのはわかるのだけれども、低かったというのは、例えば、ここまで使えますというのがあっても、夢実現のために使う、地域から上がってきたのが、例えば 100 万円、執行部、市のほうでは予算立てしたけれども、30 万円しか要求がなかったというような解釈でいいのかな、具体的に言ってもらえれば一番わかりやすいのだけれども、そこら辺。

○館野委員長 関口課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

それぞれ、地区のほうで検討をされていたのですが、昨年台風の影響もございまして、そこでイベントなどの中止というのもございましたので、そこでも減額となっております。

はい、以上です。

○増渕委員 先ほど言ったように、だから、金額ベースでそれはわかっています。

だから、それを、こういうことで、例えば、例を挙げて、ここではこのぐらい予算立てただけけれども、地域が中止になって、これが予算からはずれたということの合算が、3,381万5,000円になりますという、説明ではないと、我々はここで予算のこの金額ベースで話していて、そういうただの事業ベースで言っていると、かみ合わないのだよね。

必ず、今、市の悪いところは、そういうところ、聞かないと答えないというところ、一括でわかっていることは言ってしまうてください。そういうふうにしてください。お願いします。

○館野委員長 資料はありますか。では、関口課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口です。

ただいまの質問ですが、まず、東大芦地区で、これ台風の影響がありまして、ゲートボール場にカーテンをつける予定があったのですが、その業者さんが、台風の復旧工事に当たってしまったので、工事ができなかったというのがあるのですが、こちらが236万8,736円、工事ができなかったのが、これが減額というのが、まず大きな一つでございます。

それから、粕尾地区のほうで、こちらはイベントなのですが、やはり台風の影響で、ハイキングが予定されていたのが中止になりました。それが17万1,000円の減額です。

それから、ランデブーポイントということで、上粕尾地区に救急の防災ヘリが止まる場所をつくる整備を予定していたのですが、こちらの28万8,000円、やらなかったということで、減額になってございます。

それから、もう1点ですね、粟野地域のほうで、第3階層がありまして、こちら栗中フェスタという、フェスティバルを春と秋に実施しているのですが、秋のイベントのほうが台風で中止ということになりまして、こちらで72万6,868円、減額となっております。

主なものとしては、こちらの4つになっております。以上です。

○増淵委員 はい、わかりました。はじめからそれを言ってもらえればよかったと思うので、そういうことがちょっと多々あるので、いつも常任委員会に出るとわかるのですが、数字の抑えているのを全部言ったって、何も、我々は、その事業費に対して、皆さんを責めているわけでも何でもなくて、ただ、現状として増額になった、減額になったという報告をきちんとしているわけだから、それを抑えてある数字は全部言っても、何も悪いことないのに、いちいち言わないと、経過だけを言っているだけでは、数字を出しているのに、経過を言葉で説明してもわからない。数字には数字で答えてもらいたい。

以上の積み上げによってこうなりましたというふうに位置づけられるように、部長のほうでも、これから、ちょっと答弁のときは、こういうふうな形でということをご指導してください、お願いします。

○袖山市民部長 はい。

○増渕委員 以上です。はい、失礼しました。

○館野委員長 では、よろしく申し上げます。部長のほうで。

ほかに質疑はございませんか。はい、谷中委員。

○谷中委員 谷中です。おはようございます。お願いします。

14 ページの後期高齢者医療広域連合助成金で、先ほど、はり・きゅう・マッサージの助成の部分が減額だったのですけれども、結構、鹿沼は、高齢者の人はこれを使っている、使った人はすごくよかった、こんなのあったのという声もあったのですけれども、270万円減額ということなので、ちょっとその詳細を教えてください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

ただいまの谷中委員からのご質問にお答えします。

こちらの広域連合からの助成金につきましては、広域連合のほうで持っている予算を、県内各市町に割り振るという形になっております。

それぞれ市町の実績に応じて、予算の範囲内で割り振った結果、こちらの金額になったという形になっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 谷中委員。

○谷中委員 ということは、割り振ったということで、これだけ減ってしまったという感じになるということは、鹿沼は少なく、利用者というか、そういう実績が少なかったということですか。県内の交付率とか。

○館野委員長 佐藤課長。

○佐藤保険年金課長 決して少なくはなかったのですが、ほかの市町についても、やはり同じような交付率等で、交付されているということで、当初、市のほうでは、事業費全額を当初予算で計上しておりました。

ただ、実際、県内、それぞれのところでやった事業に対して、割り振った結果、減額になったということです。以上です。

○谷中委員 わかりました。

○館野委員長 ほかに質疑はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 藤田です。8 ページの見笹霊園永代使用料について、ちょっと詳しく、説明をお願いいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

それでは、見笹霊園の永代使用料の内訳につきまして、ご説明いたします。

永代使用料につきましては、当初予算積算根拠といたしまして、47 区画の販売を予定しており、金額で 1,567 万 2,000 円を計上しておりました。

それで、実績といたしまして、実際には29区画使用許可を、販売をいたし、915万8,000円の収入であることから、今回651万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員 ありがとうございます。

○館野委員長 よろしいですか。

○藤田委員 はい。

○館野委員長 ほかに質疑ありますか。阿部委員。

○阿部委員 では、すみません、阿部です。私のほうからの質疑で、歳出の16ページ、住民基本台帳の1,186万1,000円の減額ということですが、先ほどちょっと説明ありましたが、もう少し詳しく、なぜ1,100万円の減額になったのかということについて、お聞きしたいと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

3月、この専決補正で、1,100万円の減額についての説明なのですが、令和元年度当初、示されていた数字がございまして、その数字が1,158万7,000円という段階だったのですが、3月議会のときに補正予算で補正させていただいたのですが、一度国のほうからは、それが2,500万円になりますよという、そういったお知らせがあったのを受けて、3月議会のほうで、増額の補正をさせていただいたのですが。

また、3月末になった頃、やはり国のほうから、地方公共団体システム機構のほうからは、通知文の中での説明しかないのですけれども、マイナンバーカードの交付状況に鑑みて、もう一度試算をしたところ、前回お示した数字と乖離があったため、お知らせしますという、そういう内容での連絡があったので、国のほうが、マイナンバーカードの交付状況に鑑みて、全国的に数字の試算をしたら、これだけ金額が下がっていつてしまっているという状況になるかと思われま。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。わかりました。新聞のほうでも少し報道ありましたが、マイナンバーの普及率が上がっていないというところが問題で、こういう問題になっているのだと思うのですね。

それで、鹿沼市では、今、どんな普及率になっているか、わかる範囲でお願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木です。

交付状況につきましては、6月末現在なのですが、交付率でいいますと、14.04%、はい、14%付近で、県内14市ある中でも、ちょっと高いほうではないのですが、上から10番目というような状況になっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 ありがとうございます。

○館野委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 41 号中市民部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号中市民部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 42 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第 42 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））について、説明いたします。

国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1 款「国民健康保険税」1 項 1 目「一般被保険者国民健康保険税」の補正額 763 万 2,000 円の減につきましては、4 ページ 1 節から 3 節までの「現年課税分」は、特別徴収が増加したこと等により増額し、4 節から 6 節までの「滞納繰越分」は、納付実績により減額するものであります。

次に、4 款「県支出金」1 項 1 目「特定健康診査等県負担金」721 万 4,000 円の増につきましては、特定健康診査の受診者数が増加したことによるものであります。

その下、2 項 1 目「保険給付費等交付金」2 億 4,868 万円の減につきましては、国及び県の交付決定によるもので、1 節「保険給付費等普通交付金」が 2 億 9,000 万円の減、2 節「保険給付費等特別交付金」が 4,132 万円の増となるものであります。

次に、4 段目、6 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」700 万 5,000 円の減につきましては、「出産育児一時金」等の減額などによるものであります。

次に、一番下の段、8 款「諸収入」4 項 1 目「第三者納付金」869 万 7,000 円の増につきましては、交通事故等の加害者から、損害賠償金として受け入れた金額の確定によるものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてですが、2 款「保険給付費」1 項 1 目「一般被保険者療養給付費」2 億 1,000 万円の減及び、2 段目、2 項 1 目「一般被保険者高額療養費」8,000 万円の減につきましては、被保険者数が当初見込みよりも減少したことや、高額薬価の引下げなどによるものであります。

次に、3段目、4項 1目「出産育児一時金」966万円の減につきましては、給付実績の減少によるものであります。

次に、一番下の段、8款「予備費」1項 1目「予備費」6,175万9,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 増渕です。出産一時金、966万円、6000円かな。

これは減ったということになってはいますが、これは何人ぐらい予定していて、結局そこまでいかなかったから、これが出産一時金が出なかったという解釈でいいと思うのですが、どのぐらいを予定していて、どのぐらいの実数だったかを、実績だったかを教えてください。お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

ただいまのご質問についてですが、当初見込みでは、85人を予定しておりましたが。

○増渕委員 何人。

○佐藤保険年金課長 85人です。

○増渕委員 85、はい。

○佐藤保険年金課長 それで、実績で62人、23人分で、1人当たり42万円になりますが、23人分の減で、96万6,000円の減となっております。以上です。

○増渕委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかに質疑はございますか。

ないですか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第42号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第43号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第43号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））について、説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1款「後期高齢者医療保険料」1項 1目「特別

徴収保険料」1,157万3,000円の増につきましては、低所得者等への保険料軽減措置の見直しにより増額となったものであります。

2目「普通徴収保険料」の1節「現年分普通徴収保険料」2,874万2,000円の増につきましては、被保険者数の増加などによるものであります。

次に、2段目、3款「繰入金」1項 1目「事務費繰入金」775万5,000円の減につきましては、歳出の「保険事業費」などの減額によるものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてですが、1款「総務費」1項 1目「一般管理費」の説明欄「健診事業費」170万円の減につきましては、人間ドックの受診実績等により減額するものであります。

次に、2款「後期高齢者医療広域連合納付金」1項 1目「後期高齢者医療広域連合納付金」の4,164万7,000円の増につきましては、歳入予算の1款「保険料」と同額を計上するものであります。

次に、4款「予備費」1項 1目「予備費」605万5,000円の減につきましては、最終的な調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 ないですか。

（「はい」と言う者あり）

○阿部委員 ちょっと聞きたいことが。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 一つ確認です。歳入4ページの2,874万2,000円の普通徴収保険料の増額ということですが、これだけ増えているという、これは、どれぐらいの人数とか、高齢化ということなのだと思うのですが、どんな傾向になっているのか、もし、わかる範囲でいいですけども、教えていただきたいと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課課長の佐藤です。

被保険者数につきましては、前年度の課税の増減の状況や、年齢到達者等を参考に当初予算のほうで、被保険者数を見込んでおりまして、そちらが、2,300人ほどでしたが、実際、今年度、現年度終了しまして、2,500人、約200人の増加となりました。

これにより、増額になったものであります。以上です。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。こういう増える傾向というのは、これから先は、や

っぱりずっと増える傾向は予想されていますか。

○館野委員長 大丈夫ですか。では、佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 そうですね。やはり少子高齢化等の理由により、また、団塊の世代が後期高齢の対象になってくるということで、対象人数はこれからも増加の傾向にあると思われま。以上です。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

○館野委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○館野委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 43 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 46 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課の佐藤です。

議案第 46 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)について、説明いたします。

お手元の新旧対照表の 25 ページをお開きください。

今回の改正は、令和 2 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない世帯に対する国民健康保険税の減額措置が適用される納税義務者の範囲を拡大するためのもので、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を改正するものであります。

第 23 条第 2 号に規定する「5 割軽減」の判定基準につきましては、被保険者数に乘じる金額を「28 万円」から「28 万 5,000 円」に改正し、同じく第 3 号に規定する「2 割軽減」の判定基準につきましては、被保険者数に乘じる金額を「51 万円」から「52 万円」に改正するものであります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 大丈夫ですか。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 46 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 50 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課の佐藤です。

議案第 50 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）について、説明いたします。

新旧対照表の 27 ページをお開きください。

今回の改正は、令和 2 年 5 月 1 日に公布された「栃木県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例」の一部改正により、新型コロナウイルス感染症への感染等により労務に服することができない被保険者に対し、傷病手当金を支給する制度が創設されたことに伴い、本市において当該傷病手当金の申請の受付を行うため、市条例第 2 条の「市において行う事務」に「後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加するものであります。

以上で、「鹿沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 いいですか。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 50 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 53 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

議案第 53 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部関係予算

について、説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書の9ページをお開きください。

9ページ、債務負担行為の補正に関する調書の「コミュニティセンター維持管理費」につきましても、北犬飼コミュニティセンターの新築工事の進捗に合わせ、空調機器を設置するため、10年間のメンテナンスリースに係る借上料4,950万円の債務負担を追加補正するものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 いいですか。

はい。では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第53号中市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号中市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、市民部関係案件の審査は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、10時40分に。

（「向こうも入れ替える」と言う者あり）

○館野委員長 なので、スムーズな入れ替えをお願いしたいと思います。

（午前10時35分）

○館野委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前10時37分）

○館野委員長 これから保健福祉部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。よろしく申し上げます。

議案第41号 専決処分事項の承認について「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書7ページをお開きください。

上から4段目、13款 分担金及び負担金 2項2目 民生費負担金の説明欄2行目、「やまびこ荘給付費負担金」1,700万円の減につきましては、通所の生活介護及び短期入所の利用契約者数の増加をベースに、給付費の伸びを見込みましたが、実績見込みでマイナス19%となるため減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から2段目、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄2行目 プレミアム付商品券事業費国庫補助金 6,708万2,000円の減につきましては、消費税率の引き上げに伴い、要件を満たす市民税非課税者等に対し実施したプレミアム付商品券事業補助金の実績見込みによるものであります。

次に、同じ説明欄の4行目、介護保険施設整備事業費国庫交付金 1,578万5,000円の増につきましては、社会福祉施設の非常用自家発電設備設置に係る交付金の実績によるものであります。

次に、一番下の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄4行目、介護保険施設整備事業費県補助金 6,526万9,000円の減につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた社会福祉施設の復旧費補助金の増と、認知症グループホームの公募がなかったことによる減との差額を減額するものであります。

次に13ページをお開きください。

上から2段目、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄、3行目、生活保護法返還金、1,655万8,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績見込みに基づき増額となるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

17ページをお開きください。

2段目、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、3つ目の○、プレミアム付商品券事業費 6,708万2,000円の減につきましては、事業の実績見込みによるものであります。

次に、3目 高齢者福祉費の説明欄、一番上の行、介護保険施設整備事業費 4,948万4,000円の減につきましては、歳入でも説明いたしました社会福祉施設の非常用自家発電設備設置に係る補助金、及び令和元年東日本台風により被害を受けた社会福祉施設の復旧費補助金の増と、認知症グループホームの公募がなかったことによる減との差額を減額するものであります。

19ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項2目 扶助費の説明欄、生活保護扶助費 6,400万円の減につきましては、生活保護扶助費の実績見込みによるものであります。

次に、3段目、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄、子育て保健サービス事業費 1,090万円の減につきましては、妊産婦健診等の実績見込みによるものであります。

次の2目 予防費の説明欄、予防接種費 1,850万円の減につきましては、接種者数及

びワクチン購入単価の減によるものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 増渕です。よろしくお願いいたします。

20 ページの扶助費、生活保護費なのですが、これが 6,400 万円減額されているのですけれども、少なくなっていることだけでも、どんな傾向があったとかというのがわかるか、わかるかというのが調べた例だということをお願いできればと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 保護費の減につきましては、当初予算 11 億 7,550 万 1,000 円でありましたが、今回、減にはなりましたが、昨年度と比較しますと、2.7%ほど増えております。

保護を受けている世帯数ですとか、人数につきましては、減少傾向にあるのですが、医療扶助費のほうが増加傾向にありまして、特に金額の大きくなる入院手術費の増があったことが、扶助費全体としてはプラスということになっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 増渕委員。

○増渕委員 大変よくわかりました。

○館野委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、大丈夫ですか、では、阿部委員。

○阿部委員 では、まず、深堀りするところから、20 ページの予防接種 1,800 万円の減のところ、接種者、受診者が減っているということもあるかと思うのですが、どんな傾向、何人くらい予定していたのが減ったのか、確認したいと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 予防接種のご質問にお答えいたします。

予防接種関係の 1,850 万円の減の中で、医薬材料費、ワクチン等ですね。それにつきましては、説明欄の 3 行目で、850 万円の減となっております。

そちらにつきましては、ワクチン単価は入札により、多少原価下がります。

それから、医薬材料費は、年度、まず見込みのときで、99.4%ほどの執行がありましたので、約 10.6%の金額で減額を補正したものであります。

説明は以上でございます。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうしますと、入札によってワクチンの単価が差額になっているのもあるということになると、やっぱりいろいろな予防接種、インフルエンザをはじめあると思うのですが、今後鹿沼市のその予防接種の市民の負担金というのは、見直しかということを考えていますか。

○館野委員長 渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 ただいまのご質問にお答えします。

インフルエンザ、法定接種の場合には、そのままご負担なく予防接種いただいております。

あと、任意接種等につきましては、おのこの金額を決めておりますので、そちらのほうの入札単価のほうが直接その市民の負担とかにかかわるものではないので、法定接種については、全て費用は負担しておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

説明は以上です。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。詳しいことはまた後で、お尋ねしたいと思うのですが、はい。

どんな状況かというのは確認できました。ありがとうございます。

○館野委員長 続けて。

(「あるの」と言う者あり)

○阿部委員 では、1つ。

○増渕委員 いいよ、続けてやってしまっ。俺はもうない。

(「待ってます」と言う者あり)

○館野委員長 ないですか。

○阿部委員 1回、増渕さんのやつだったのです。同じ。

○増渕委員 あ、そうか、じゃあよかった。

○阿部委員 大丈夫です。

○館野委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第41号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第47号 専決処分事項の承認について(鹿沼市介護保険条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いたします。

議案第47号 専決処分事項の承認について(鹿沼市介護保険条例の一部改正)についてご説明させていただきます。

国におきまして、消費税増税に伴う低所得者の介護保険料の軽減強化のため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、鹿沼市においても介護保険条例を改正し、低所得者の軽減強化を図るものであります。

軽減強化の対象となるのは、第1号被保険者のうち、第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯となります。

令和元年10月に消費税の増税があったため、昨年度は半分の率が軽減されていましたが、本年4月から軽減が完全実施されました。

なお、財源につきましては、2分の1が国庫負担、4分の1が県負担で、残りの4分の1が市の負担となります。

以上で、議案第47号 専決処分事項の承認について（鹿沼市介護保険条例の一部改正）についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 いいですね。はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第47号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第48号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号））のうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第48号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号））中、保健福祉部所管の歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

一番上の段、14款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄2行目、生活保護扶助費国庫負担金 300万円の増につきましては、住居確保給付金事業に対する国の負担分を計上するものであり、負担割合は4分の3であります。

次に、2段目、2項2目 民生費国庫補助金の説明欄2行目、特別定額給付金事業費国庫補助金 97億7,100万円の増につきましては、特別定額給付金事業に対する国の補助額を計上するものであり、負担割合は事務費を含め10分の10であります。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。

上から3段目、3款 民生費 1項1目 社会福祉費の説明欄、1つ目の○、特別定

額給付金事業費 97億7,100万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う国の経済対策として、国民1人当たり10万円の定額給付金を支給する事業を市が実施するための経費を計上するものであります。

7ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 400万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い住居確保給付金の対象者が拡充されることに伴い、事業費の増を見込み計上するものであります。

上から3段目、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄1行目、保健衛生事務費 873万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや防護服等の購入と、市内医療機関がPCR検査や入院診療体制を整備する経費の一部を助成するための費用であります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 増渕です。今、説明があった8ページの感染症対策補助金、委託金、これなのだけれども、一部と言ったのだけれども、PCR検査とか、防護服となっているのだけれども、どのぐらいの割合、全体のうちのどのぐらいを補助しているのか、市のほうで、わかればお答えください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 健康課長の渡辺です。

ただいまの感染症対策体制整備等助成金のご質問にお答えします。

一部についてということですが、これは、この助成金は、市内の医療機関でPCR検査を実施する体制を整備した医療機関に対する助成金と、新型コロナの患者を入院診療する体制を整備した医療機関に対する助成金でありまして、それらに係る経費、医療機関で相当かかると思うのですけれども、そちらの中の一部というようなことでのご説明でありまして、総額を全て助成するものではなく、かかったうちのもののうちの予算の範囲で助成するものです。

PCR検査体制につきましては、200万円が上限。

入院診療体制整備助成金につきましては、上限200万円。

それから、90万円は、本市が設置するPCR検査場の従事者に対する危険手当的助成となっております。

以上となります。

○増渕委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかに質疑のある方は、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

6 ページの特別定額給付金事業なのですけれども、最新の給付率ですね。どこまで進捗したか教えてください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。よろしくお願いします。

給付率であります。現在交付決定を行っているものが、7月の29日支払い分であります。

申請ベースで申し上げますと、98.3%、支払金額、個人の人数ベースで申し上げますと99.0%、95億7,470万円、ここまですべて現在のところの支払いが決定している件数であります。

以上でご説明を終わります。

○館野委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかに質疑のある方は。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第48号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号中保健福祉部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

3段目 15款 県支出金 3項6目 衛生費委託金の説明欄2行目、地域外来・検査センター運営業務委託金 1,100万円の増につきましては、新型コロナウイルスの第2波の感染拡大に備え、PCR検査を必要とする患者に適切な検査を実施する体制を整備するため、県の委託を受けて市が設置するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

3 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄 1 行目、保健衛生事務費 845 万 4,000 円の増につきましては、本市が県の委託を受けて設置する「地域外来・検査センター」において PCR 検査を実施するための費用であり、医師会への委託費や看護師の報酬、検査従事者の損害保険料、消耗品費などの経費を計上するものであります。

なお、県からの委託金収入との差額 254 万 6,000 円につきましては、損害保険料や報酬、検査用機器代等は、今回の補正予算の議決前に執行する必要があるため、予備費で対応することとしております。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 53 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 3 ページをお開きください。

一番上の段、14 款 国庫支出金 2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄 2 行目、子育て保健サービス事業費国庫補助金 30 万円の増につきましては、国が新型コロナウイルス感染症対策として妊婦に支給する布製マスクの郵送代の国庫負担分を計上するもので、負担割合は 2 分の 1 です。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

3 段目、3 款民生費 3 項 1 目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 6,490 万円の増につきましては、栃木県社会福祉協議会が新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯を対象に行っている「生活福祉資金の特例貸付」を受けた世

帯に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し、「商品券」を給付する「鹿沼市生活再建応援事業」を新たに創設し実施するための費用を計上するものであります。

4 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄、子育て保健サービス事業費 60 万円の増につきましては、国が新型コロナウイルス感染症対策として妊婦に支給する布製マスクの郵送代であります。

以上で、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 第 4 号中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 歳出 6 ページの生活保護運営対策事務費ということで、6,490 万円で、社協のほうにいろいろ申請をして、この給付を受けるとのことだと思っておりますが、どういう、何人ぐらいを根拠にしている、どういうものを配るのかということと、その給付される対象者はこれをどういうふうに取り受けるのかという、もう一度ちょっと確認したいと思っております。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。斎藤厚生課長。

○斎藤厚生課長 厚生課長の斎藤です。

社協のほうで受付をしております緊急小口資金であります。現在のところ、月に 60 から 70 名、70 世帯ベースで推移しておりますので、その方が全て受給できるようにということで、予算のほうは要求させていただいております。

申請の方法なのですが、社協のほうに緊急小口資金の借入をして、県のほうから借入金振り込まれた世帯、全ての決定された世帯につきましては、市の社協のほうから郵送で、お知らせ、ご案内ですね、と申請書の用紙をお送りしまして、料金受取人払の封筒で社協のほうに送り返していただきまして、それで鹿沼市であれば、共通商品券、栗野の方であれば、栗野の商品券をこちらからさらにゆうパックでお送りするというような費用を計上しております。

以上でご説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、大体はわかりました。1 人当たりいくらの商品券とか、1 世帯いくらかとかというのはどうなっているのか。

○館野委員長 斎藤厚生課長。

○斎藤厚生課長 厚生課長の斎藤です。

10 万円以上の借入をした世帯につきましては、その半額である 5 万円。

それで、10 万円に満たない方につきましては、その半額、例えば、8 万円借入れた方につきましては、4 万円の商品券をお送りします。

それにあわせて、子育て応援ということで、プラスの部分として、小中学生につきましては、1人5,000円分の上乗せ。

高校生がいる世帯につきましては、1人につき1万円分の上乗せ。

未就学児のいるご家庭には、1人につき3,000円の上乗せということで考えております。

以上でご説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかに質疑のある方、いませんか。

(「いません」と言う者あり)

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第81号中保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号中保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時08分)

○館野委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時12分)

○館野委員長 こども未来部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第41号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号))のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号))中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。補正予算に関する説明書5ページをお開きください。

一番下の段、10款 地方特例交付金 1項1目 地方特例交付金の説明欄、子ども子育て支援臨時交付金206万8,000円の減につきましては、令和元年10月より3歳児以上の保育料無償化に伴う臨時交付金の実績によるものであります。

7ページをお開きください。

4番目の段、13款 分担金及び負担金 2項2目 民生費負担金の説明欄、こども発達支援センター通園負担金327万3,000円の減につきましては、障害者自立支援法に基

づく「あおば園」での児童発達支援や障害児相談支援などの事業実績によるものであります。

次に、一番下の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金 1 節 社会福祉費国庫負担金の説明欄、こども発達支援センター運営費国庫負担金 141 万 2,000 円の減につきましても、民生費負担金同様、「あおば園」に通園する児童の利用実績によるものであります。

その下の 2 節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 1 億 6,077 万 4,000 円の増につきましても、令和元年 10 月より 3 歳児以上の保育料無償化に伴う負担金の増額によるものであります。

その下の、児童手当費国庫負担金 1,449 万 8,000 円の減及び児童扶養手当費国庫負担金 1,122 万 1,000 円の減につきましても、それぞれの手当扶助の実績によるものであります。

9 ページをお開きください。

2 番目の段、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金 2 節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 2,700 万 5,000 円の増につきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のために小学校が休校になったことに伴い、学童保育クラブが午前中からの開所となるなど、開所時間が増加したことによる運営費補助や、マスク、消毒液、空気清浄機などの消耗品や備品等の購入費補助金の増、及び、学童保育施設の整備費補助金の増などによるものであります。

その下の、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1,164 万 2,000 円の増につきましても、保育園等に対する新型コロナウイルス感染症予防対策に必要な消耗品や備品等の購入費補助金の増によるものであります。

次に、3 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金 2 節 児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 7,634 万 8,000 円の増につきましても、国庫負担金同様、保育料無償化に伴う負担金の増額によるものであります。

その下の、児童手当費県負担金 186 万円の減につきましても、国庫負担金同様、扶助費の実績によるものであります。

次に一番下の段、16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金 1 節 社会福祉費県補助金の説明欄、こども発達支援センター運営費県補助金 70 万 6,000 円の減につきましても、「あおば園」の利用実績によるものであります。

次の、2 節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 381 万 5,000 円の減につきましても、特別保育事業や放課後児童健全育成事業などの実績による減、及び、学童保育施設の整備費補助金が一部国庫補助金に変更になったことなどによる減であります。

その下の施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 929 万 3,000 円の増につきま

しては、幼稚園や認定こども園に通う教育認定に支払う給付費などの実績によるものがあります。

11 ページをお開きください。説明欄は、12 ページの一番上になります。

保育所運営費県補助金 657 万 3,000 円の減につきましては、医療的ケア児保育支援モデル事業において、正規職員である看護師の person 費が補助の対象外となったことによるものであります。

次に、その下、3 目 衛生費県補助金の説明欄、こども医療対策事業費県補助金 509 万円の減につきましては、医療費扶助の実績によるものであります。

次に、一番下の段、19 款 繰入金 2 項 5 目 こどもみらい基金繰入金の説明欄、こどもみらい基金繰入金 199 万 4,000 円の減につきましては、基金充当事業の実績によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、こども発達支援センター運営費 516 万 7,000 円の減につきましては、「あおば園」に勤務する一般職非常勤職員報酬額の確定によるものと、「あおば園」に通園する児童の利用実績によるものであります。

次に、一番下の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄、児童福祉総務事務費 592 万 7,000 円の増につきましては、民間保育園等が、また、次の 2 目 保育所費の説明欄、保育所運営費 350 万円の増につきましては、公立保育園が、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策としてマスクや消毒液、空気清浄機などを購入するための経費で、全額次年度へ繰り越すものであります。

次に、3 目 こども支援費の説明欄、児童手当費 1,702 万円の減及び、次は 20 ページとなりますが、一番上の、児童扶養手当費 3,174 万 9,000 円の減につきましては、手当扶助の実績によるものであります。

その下の家庭こども相談事業費 200 万 3,000 円の減につきましては、養育支援に関わる委託料の実績によるものであります。

その下の、こどもみらい基金積立金 680 万 3,000 円の増につきましては、ふるさと納税者からいただいた寄附金をこどもみらい基金に積立てるものであります。

次に、3 番目の段、4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄、こども医療対策事業費 1,312 万円の減につきましては、医療扶助の実績によるものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。阿部委員。

○阿部委員 では、まず1番目として、20ページの児童扶養手当の3,100万円の減の理由というか、どんなふうな状況なのか確認したいと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

児童扶養手当3,174万9,000円の減について、説明をいたします。

この減額は、児童扶養手当の支給の制度が、令和元年度から一部変更になりまして、今まで年3回、2月、8月、12月という支給月だったのですけれども、昨年11月から制度改正により、年6回、1・3・5・7・9・11という奇数月の支給になりました。

それで、今までは予算は12カ月分をとっていたのですが、令和元年度については、制度改正により、15カ月分の予算計上が必要となりました。

そこで、予算計上を見積もったわけなのですが、実際に支給してみたところ、こちらが思ったほど、実績がなく、実際に支払われた人の世帯の数が22世帯ですね、となったことなどから、支給実績が減額となったものであります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ということは、手当をもらえなかった、漏れたりとかということはないということですか。

○館野委員長 高橋課長。

○高橋子育て支援課長 そういうことはありません。

○阿部委員 ありがとうございます。

1点、最後に。

○館野委員長 はい、では続けて。

○阿部委員 10ページの部分で、コロナ対策ということで、2,700万円は、学童保育の費用として出ているわけですが、1,164万2,000円、コロナ対策で、消毒とか、マスクとかというところで、ここで計上されているわけですが、これは認可外の保育園とかも含めて、全てなのでしょうか。どこまで、どんなふうに、あとは現物給付なのか、マスクとか、消毒液とかを支給したのか、まず、その点を確認したいと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。杉山保育課長。

○杉山保育課長 保育課長の杉山です。

ただいまの質問に対して、お答えいたします。

こちらの内容は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育園施設等において、マスクや消毒液等の範囲を50万円以内で、直接市役所が買って配付をする場合もありますし、また、間接として、買ったものを補助するという両方の事業であります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。以上です。

○館野委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○館野委員長 ほかに質疑のある方は。

○阿部委員 すみません、1点。

今の、ちょっと忘れていました。

こういう配付をして、それで今、コロナの状況がなかなか終息しないというか、また、人が移動することで増える可能性もあるのですが、これは国庫補助なのですが、市のほうと、こども未来部としては、これをさらに継続していくような体制というのはとれるものなのですか。

今後、また、対策が必要になる可能性もあると思うのですが。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの阿部委員のご質問にお答えします。

現在、国のほうのこういった制度をできる限り補正をして、予算的には確保をしておくことになっております、考えでおります。

それから、また、新たな支援策がきておりますので、9月補正等に計上させていただいて、対策を講じていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。鹿沼の大事な子供たちを守っていく上で、よろしくお願いします。以上です。

○館野委員長 いいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第41号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計（第1号）の3ページをお開きください。

2番目の段、14款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 1億2,450万円の増につきましては、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当受給世帯に支給する給付金に対する補助金であり、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

3番目の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、8ページをご覧ください。

一番上の、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 1億2,450万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました国による給付金事業の経費で、児童手当受給対象児童1人につき1万円を支給するためのものであります。

次に、同じ段の一番下、ひとり親世帯等応援給付金支給事業費 700万円の増につきましては、これも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯等を応援する取り組みの一つとして、市が独自に児童扶養手当受給世帯1世帯につき1万円を支給するためのものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第48号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第51号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第51号 専決処分事項の承認について（令和2年度 鹿沼市一般会計補正予算（第

2号))中、こども未来部の所管についてご説明いたします。

こども未来部としての歳入の補正はございませんので、歳出について、ご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計(第2号)の5ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、児童福祉総務事務費の償還金520万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染予防のために登園自粛を行っていた民間保育園児の保護者に対し、登園自粛要請以前に遡って、3月分の保育料を返還するためのものであります。

次の2目 保育所費の説明欄、保育所運営費の償還金120万円の増につきましても、民間保育園と同様に、公立保育園児の保護者に対し、登園自粛要請以前に遡って、3月分の保育料等を返還するためのものであります。

次の3目 こども支援費の説明欄、放課後児童健全育成事業739万7,000円の増につきましても、保育園と同様に、学童保育クラブの利用を自粛していた児童の保護者に、自粛要請以前に遡って利用料を返還するためのもので、シルバー人材センターに運営を委託している学童保育クラブ分が152万6,000円、民間保育園や保護者会等に運営を委託している民営学童保育クラブ分が587万1,000円であります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)」中、こども未来部所管についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 大丈夫ですか。

(「はい」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第51号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号中こども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)中、こども未来部所管の

歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計（第3号）の3ページをお開きください。

2番目の段、14款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 1,899万1,000円の増につきましては、学童保育クラブ等が、また、その下の児童福祉施設整備事業費国庫補助金 239万円の増につきましては、民間保育園等が、それぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、児童福祉施設整備事業費 239万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症予防対策のために、民間保育園等における消耗品や備品等の購入に対し補助をするものであります。

その下の、3目 こども支援費の説明欄、放課後児童健全育成事業費 1,853万4,000円の増につきましても、民間保育園等に対する感染予防対策費補助と同じもので、学童保育クラブにそれぞれ補助するものであります。

また、その下の仕事と家庭両立支援特別援助事業費 45万7,000円の増につきましても同様に、ファミリーサポートセンターに補助するものであります。

以上で、議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）中、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第53号中こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号中こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、一般会計（第 4 号）の 3 ページをお開きください。

一番上の段、14 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 1 億 782 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯を支援するため、国が支給する「ひとり親世帯臨時特別給付金」にかかる補助金であり、補助率は 10 分の 10 であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 2 項 3 目 こども支援費の説明欄、児童扶養手当費 1 億 782 万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を、児童扶養手当を受給している世帯等に支給するためのものであります。

以上で、議案第 81 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。ございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 大丈夫ですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 81 号中こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号中こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前 1 時 4 分）

○館野委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前 1 時 4 分）

○館野委員長 これから、教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第 41 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号））のうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 41 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号））のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書 7 ページをお開きください。

一番下の段、15 款 国庫支出金 1 項 3 目 災害復旧費国庫負担金についてであります
が、9 ページ、10 ページをお開きください。

一番上の段、3 節 教育施設災害復旧費国庫負担金の説明欄 2 行目、公立学校施設災
害復旧事業費国庫負担金 6,338 万 7,000 円の減につきましては、歳出でもご説明いたし
ますが、東日本台風により被災しました清洲第一小学校、粕尾小学校、西中学校、北犬
飼中学校の 4 校の災害復旧工事の実績に伴う減額であります。

続きまして、2 段目、2 項 国庫補助金 5 目 教育費国庫補助金の説明欄 2 行目、
体育施設整備費国庫補助金 2,700 万円の減につきましては、令和 4 年開催予定の栃木国
体において本市の会場となります、TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）の照明改
修工事の実績に伴う減額であります。

次に、一番下の段、16 款 県支出金 2 項 県補助金についてであります
が、11 ページへお願いいたします。

上の段の 3 つ目、7 目、教育費県補助金のうちの 2 節、小学校費県補助金の説明の欄
2 行目、小学校管理費県補助金 1 億 4,311 万 7,000 円の減につきましては、公立学校情報
通信ネットワーク環境施設整備費補助金の国の交付基準額の減少に伴う減額であります。

次の行、4 節、保健体育費県補助金の説明の欄 2 行目、体育施設整備事業費県補助金
1,113 万 1,000 円の減につきましては、TKCいちごアリーナの照明改修工事の実績に伴
う減額であります。

次に、13 ページをお開きください。

2 段目、21 款 諸収入 4 項 2 目 教育費収入の説明欄 2 行目、学校給食共同調理場
給食事業費収入 4,100 万円の減につきましては、3 月の小中学校の臨時休業に伴います給
食提供の停止によりまして、給食費が発生しなかったために、その徴収額を減額するも
のであります。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

15 ページをお願いいたします。

一番上の段の最後、2 款 総務費 1 項 13 目 芸術文化振興費の説明欄の○、市民文
化センター管理運営費 946 万 1,000 円の減につきましては、市民文化センターにおける、
公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料の清算による、委
託料の減額であります。

次に、25 ページをお願いいたします。

2 段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄の○、公立学校非常勤講師報酬 840 万円の減額につきましては、年度途中での講師退職に伴う減額であります。

次に、3 段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 422 万 3,000 円の減額につきましては、委託料について、給排水設備改修工事の監理業務を一部自前対応とする発注内容の見直しの減額や設備工事設計等の入札差金による減額及び償還金について、旧西大芦小学校の利活用計画を見直すこととなり、国庫支出金を償還する額が未確定となったための減額であります。

次に、同じ説明欄、2 つ目の○、情報化教育推進事業費 1,464 万 8,000 円の減額につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の工事費見込額の減少に伴う減額であります。

次に、その下、2 目 教育振興費の説明欄の○、要保護・準要保護児童援助費 590 万円の減額につきましては、国から示されている援助額の基準単価が、予算要求時のものに比べ、実際に支給する際には減少となって予算減額をしたことや小学校の 3 月臨時休業に伴います給食提供の停止による援助費の減額であります。

次に、4 段目、10 款 教育費 3 項 2 目 教育振興費の説明欄の○、要保護・準要保護生徒援助費 690 万円の減額につきましても、小学校費と同様に、国から示された援助額の基準単価が、予算要求時のものに比べ、実際に支給する際には、減少となり減額したことや中学校の臨時休業による 3 月の給食提供の停止に伴う援助費の減額であります。

次に、一番下の段、10 款 教育費 5 項 2 目 体育施設費の説明欄の○、体育施設整備事業費 5,099 万 9,000 円の減額のうち、13 節 委託料 149 万 1,000 円の減額及び 15 節 工事請負費 4,950 万 8,000 円の減額につきましては、TKCいちごアリーナ照明改修工事の入札差金等による執行残の減額であります。

次に、27 ページをお開きください。

一番上の段、10 款 教育費 5 項 3 目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費 4,010 万円の減につきましては、3 月の小中学校の臨時休業に伴う給食提供の停止による、賄材料費と燃料費などの経費の減額であります。

次に、下から 2 番目の段、11 款災害復旧費 3 項 1 目 公立学校施設災害復旧費の説明欄の○、公立学校施設災害復旧費 6,642 万 8,000 円の減につきましては、歳入でもご説明いたしました東日本台風により被災しました清洲第一小学校、粕尾小学校、西中学校、北犬飼中学校等を緊急に着手・実施した災害復旧工事の出来高による執行残の減額であります。

以上で、議案第 41 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号））のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

ご審査、よろしく申し上げます。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 20 ページなのですが、26 ページなのですがけれども、公立学校非常勤講師の報酬というところで、退職によるということなのですが、ちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

先ほどご説明いたしました非常勤講師の退職ということなのですが、鹿沼市の中では59名が非常勤講師ということで、毎年予定をしていたのですが、昨年に関しましては、当初の募集の段階で、59名までいきませんでした。

実際には56名が平均ということで、年間を通して採用、または退職ということで、実際に鹿沼の非常勤講師も県の臨時講師等が空きますと、そちらのほうに任用替えという形になりまして、昨年は3人ほど、ちょっと人数が定員割れということがありまして、全体的に3名分が、年間を通して減額ということで、退職だけではなく、採用もあったのですけれども、その結果減額ということになっております。以上です。

○館野委員長 谷中委員、よろしいですか。

○谷中委員 はい。

○館野委員長 ほかに質疑のある方。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第41号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))のうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

歳入については該当がありませんので、歳出についてのみご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書 一般会計(第1号)の9ページをお開きください。

4段目、10款 教育費 2項2目 教育振興費の説明欄の○、要保護・準要保護児童援助費950万2,000円の増額につきましては、要保護・準要保護児童に対して、小学校休業に伴い昼食代を支援するための費用の増額であります。

次に、5段目、10款 教育費 3項2目 教育振興費の説明欄の○、要保護・準要保護生徒援助費 330万1,000円の増額につきましては、小学校費と同様に要保護・準要保護生徒に対して、中学校休業に伴い食事代を支援するための費用の増額であります。

以上で、議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度一般会計補正予算(第1号))のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

ご審査よろしくをお願いします。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第48号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、教育委員会関係予算の説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書 一般会計(第3号)の3ページをお開きください。

下から2段目、20款 諸収入 4項2目 教育費収入の説明欄、2行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 445万5,000円の増につきましては、3月の小中学校の臨時休業期間中の食材納入業者や市へ食材のキャンセルを補償する「学校臨時休業対策費補助金」を増額するものであります。

この歳入は、公益財団法人栃木県学校給食会を経由する国からの補助金で、事業費を594万1,000円、補助率を4分の3とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

一番下の段、10款 教育費 5項3目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費 568

万 9,000 円の増につきましては、ただいま歳入でもご説明いたしました、3月の小中学校の臨時休業期間中における食材納入業者への補償金を増額するものであります。

この補償事業は、公益財団法人栃木県学校給食会を経由する国からの「学校臨時休業対策費補助金」で行うものであります。

以上で、議案第 53 号 令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）についてのうち、教育委員会関係予算の説明を終わります。

ご審査よろしく申し上げます。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大丈夫ですか。

（「はい」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 53 号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

今、ちょうどお昼なのですけれども。

（「続いてやってほしい」と言う者あり）

○館野委員長 執行部、続けてやってしまってもよろしいですか。

（「よろしく申し上げます」と言う者あり）

○館野委員長 議員のほうもいいですか。

（「はい」と言う者あり）

○館野委員長 では、ちょっとお昼ですけれども、続けて、会議のほうやらさせていただきます。

では、次に、議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、教育委員会関係予算の説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書 一般会計（第 4 号）の 3 ページをお開きください。

1 段目、14 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金の説明欄、小学校費国庫補助金のうち 1 節、小学校費国庫補助金の説明欄、学校管理費国庫補助金 1,504 万 1,000 円

の増につきましては、小学校における感染症対策費や保健衛生用品購入費等の学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであります。

また、次の中学校費国庫補助金 668 万 8,000 円の増につきましても、同様に、中学校における感染症対策費や保健衛生用品購入費等の学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであります。

次に、2 段目、15 款 県支出金 2 項 7 目 教育費県補助金の説明欄 2 行目、小学校管理費県補助金 2 億 2,257 万円の増につきましては、小中学校へ 1 人 1 台のタブレット端末整備における公立学校情報機器整備費補助金を増額するものであります。

次に、一番下の段、20 款 諸収入 4 項 2 目 教育費収入の説明欄、2 行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 1 億 4,509 万 9,000 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、小中学校の臨時休業により、4 月・5 月の給食費が発生しなかったこと及び学校給食支援事業による 7 月・8 月・9 月の給食費の支援により、保護者の給食費負担を減らすため、徴収額を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

一番下の段、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、小学校管理費 2,850 万円の増につきましては、小学校における児童や教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に必要な物品を購入するためのものであります。

次に、同じ説明欄、2 つ目の○「学校保健衛生費」158 万 3,000 円の増につきましては、小学校において感染症対策に必要となる「マスク、消毒液、手袋」などの「保健衛生用品等」を購入するため増額するものであります。

次に、3 つ目の○、「情報化教育推進事業費」 5 億 9,953 万 3,000 円の増につきましては、小中学校で 1 人 1 台の端末の整備をするため、「タブレットとキーボード等の周辺機器及びアプリケーションの購入費」並びに「タブレット機器設定や管理保守の委託費」について増額するものであります。

次に、9 ページをお願いいたします。

2 段目、10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、中学校管理費 1,250 万円の増につきましては、中学校における生徒や教職員等の感染症対策に必要となる「物品の購入」及び夏季休業期間短縮等に伴いまして「熱中症対策等に必要な物品」を購入するため、増額するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、学校保健衛生費 87 万 8,000 円の増につきましては、中学校において感染症対策に必要となるマスク、消毒液、手袋などの保健衛生用品等を購入するため増額するものであります。

次に、3 段目、10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 105 万 6,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として「図書消毒機 1

台」を購入するため増額するものであります。

次に、4段目、10款 教育費 5項3目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費 3,353万 8,000円の減につきましては、小中学校の臨時休業による賄材料費の減額分 3,953万 9,000円と学校給食支援事業による「かぬま和牛」の給食提供に要する経費 600万 1,000円の増額分との調整をし、計上するものであります。

以上で、議案第81号 令和2年度一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係予算について、説明を終わります。

ご審査よろしくお願ひします。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 よろしいですか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第81号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。

（0時09分）